

第3次
二七三町
環境基本計画
概要版



1 章 計画の基本的な考え方

(1) 計画策定の背景と目的

環境を取り巻く社会情勢が大きく変化していく中、前計画の策定から12年が経ち、令和5（2023）年度で計画期間が終了することから、社会情勢や本町における環境の現状と課題を踏まえ、今後の取組を適切に進めていくため「第3次 ニセコ町環境基本計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「ニセコ町環境基本条例」に基づき策定されるもので、関連計画との整合・連携を図りながら、「第6次ニセコ町総合計画」が定める環境に関する基本的方向に沿って、環境分野の具体的な施策を講ずるものです。

また、本計画は、本町の環境分野に関する最上位計画で、環境分野の個別計画である「ニセコ町地球温暖化対策実行計画区域施策編」や「ニセコ町一般廃棄物処理基本計画」などの上位計画として位置づけられるものです。

(3) 計画の対象

近年の環境をとりまく社会動向を踏まえ、本計画では「生活環境分野」、「自然環境分野」、「脱炭素分野」、「環境教育・情報分野」の4つの分野で環境施策を計画的・体系的に推進していくこととします。

(4) 計画期間

本計画の行動期間は、令和6（2024）年度を初年度として、令和17（2035）年度までの12年間とします。

ただし、環境情勢は社会動向や技術革新などで大きく変化するため、本計画が時代に即したものとなるように、行動期間の途中でも必要に応じて見直しを行います。

2 章 ニセコが目指す環境

本町の生活を支える豊かな自然環境、とりわけ、河川や地下水などの水環境や、世界でも注目を集めるパウダースノーなどの、まちの基盤である自然資源について、将来に渡って適切に守り、活かしていくことが必要です。

これらのことから、第1次計画および前計画の環境像を引き継ぎ、実現を目指すこととします。目指す環境像を実現するために、分野ごとに環境施策の方向性に基づき、各施策を展開していきます。



3 章 施策の展開

生活環境分野

方向性

- 水環境をはじめ、大気・騒音・振動・悪臭や、廃棄物など、日常生活に関わる生活環境を良好に維持していく取組を進めます。
- 本町の特徴である自然豊かなまちなみ景観を守るために、自然景観の保全や環境美化の推進など、自然と調和した生活環境の形成に取り組みます。



施策 1 ▶ 自然景観の保全・形成、まちの美化

- 二セコ特有の自然景観を守り、育てます。
- 町民ニーズに合った公園・緑地を整備します。
- 二セコの美しいまちなみを維持します。



施策 2 ▶ 水・大気・騒音などの身近な環境の良好な維持

- 良好な河川の水質の維持に努めます。
- 地下水の適切な保全に努めます。
- 町民が安心して暮らせる生活環境の維持に努めます。



施策 3 ▶ 廃棄物の適正な分別と処理等

- 廃棄物の徹底した分別を推進します。
- 不法投棄の防止・抑制に取り組みます。
- 資源の有効活用を推進します。
- 食品ロスを削減します。



施策 4 ▶ 有害化学物質対策等の推進

- 有害化学物質による被害の防止に努めます。
- 原子力災害の発生に備えます。

施策 5 ▶ 健康で質の高い生活環境・ライフスタイルの変革

- 徒歩・自転車による移動を推進するとともに環境の整備を進めます。

自然環境分野

方向性

- 尻別川や羊蹄山をはじめとした、本町を支える豊かな自然環境を守り、将来まで引き継いでいくために、生物多様性や水と緑の保全に取り組みます。
- これらの自然環境資源を地域産業や環境学習・活動などで有効活用することで、適切な維持・管理に取り組みます。



施策 1 ▶ 水環境の保全・再生

- 水道水源地を適切に保護します。
- 河川等の保全・再生に取り組みます。



出典：二セコ町

施策 2 ▶ 森林の保全・再生施策

- 森林の保全に取り組みます。

施策 3 ▶ 生物多様性の保全と野生生物との共存

- 生物多様性の保全に取り組みます。
- 野生生物による被害の低減に努めます。

施策 4 ▶ 農地の保全

- 農地を保全・活用します。
- 環境保全型農業を推進します。



施策 5 ▶ 自然環境資源の適正活用・理解促進

- 地域の自然環境資源の最大限の適正活用・理解促進に取り組みます。



脱炭素・資源分野

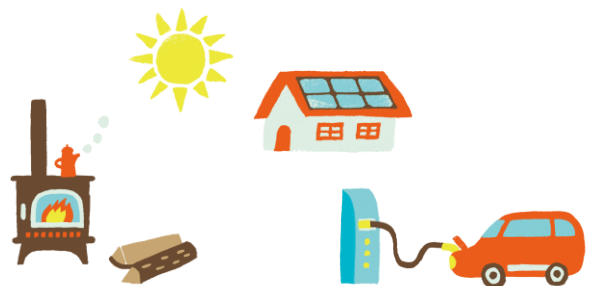
方向性

- 脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、交通や都市構造などまち自体の脱炭素化に取り組めます。
- 今後避けることのできない気候変動の影響を見据えて、異常気象などに対応できる行政体制や、強靱なまちづくりに取り組めます。



施策 1 ▶ 省エネルギーの推進

- 省エネルギー設備の導入を推進します。
- 建物の省エネルギー化を推進します。
- 次世代自動車の導入を推進します。
- 省エネルギー行動を普及啓発します。



施策 2 ▶ 再生可能エネルギーの活用

- 地域資源を活用した再生可能エネルギーを導入します。
- 多様な形で再生可能エネルギーの活用を検討します。

施策 3 ▶ 次世代エネルギー技術の活用

- 次世代エネルギーに関する情報収集を行います。

ニセコ町デマンドバス



出典：ニセコ町

施策 4 ▶ 脱炭素まちづくりの推進

- 公共交通の利用を促進します。
- 森林を二酸化炭素吸収源として活用します。

施策 5 ▶ 気候変動対策

- 気候変動による影響の情報収集に取り組みます。
- 住民生活への影響の低減に取り組みます。
- 町内産業への影響の低減に取り組みます。

緩和とは？

原因を少なく 気候変動対策

緩和策の例

- 節電・省エネ (OFF)
- エコカーの普及
- 再生可能エネルギーの活用
- 森林を増やす
- 温室効果ガスを減らす

適応とは？

影響に備える

適応策の例

- 感染症予防のため虫刺されに注意
- 熱中症予防
- 災害に備える
- 高温でも育つ農作物の品種開発や栽培
- 水利用の工夫

気候変動による人間社会や自然への影響を回避するためには、温室効果ガスの排出を削減し、気候変動を極力抑制すること（緩和）が重要です。

緩和を最大限実施しても避けられない気候変動の影響に対しては、その被害を軽減し、よりよい生活ができるようにしていくこと（適応）が重要です。

出典：気候変動適応情報プラットフォーム
(国立研究開発法人国立環境研究所)

環境教育・情報分野

方向性

- 脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー化と再生可能エネルギーの活用に取り組むとともに、交通や都市構造などまち自体の脱炭素化に取り組めます。
- 今後避けることのできない気候変動の影響を見据えて、異常気象などに対応できる行政体制や、強靱なまちづくりに取り組めます。



施策 1 ▶ 環境教育・環境学習の充実

- 全ての世代の環境教育の充実や機会の創出に取り組めます。
- 地域の有識者と連携して環境教育・環境学習に取り組めます。

施策 2 ▶ 環境情報の充実と適切な発信

- 町の環境情報を整理・公表します。
- 環境に優しい取組の実施を促します。

施策 3 ▶ 環境保全の体制構築

- 環境保全活動を支援します。
- 無秩序な開発による環境破壊を防ぎます。



【二セコ町の環境を守っていくための取組】

生活環境 分野



- 周辺の景観が損なわれないように配慮します。
- 街路樹や公園・緑地などの身近な自然を大切にします。
- クリーン作戦など地域の美化活動に参加します。
- 浄化槽を使う際は、合併処理浄化槽を導入して、適切に維持管理します。
- 地下水の利用は適正に行うとともに、採取抑制の要請があった場合は従います。
- 事業活動により、大気汚染・騒音・悪臭などの生活被害を出さないようにします。
- マナーやモラルを心がけて、近隣に配慮した生活を送ります。
- マイバッグやマイボトル等を積極的に利用します。
- 食品ロスの削減に取り組むとともに、食品ごみの資源化に協力します。
- 生ごみは捨てる前に水切りします。
- 使い捨てプラスチック製品の購入や利用を控えます。
- 町のルールに従ってごみを分別し、資源物のリサイクルに協力します。
- 不法投棄はせず、見つけた場合は町や警察に通報します。
- 化学物質は責任をもって管理・使用・廃棄します。

自然環境 分野



- 水環境や森林を守る活動に参加します。
- 飼育している生きものを逃がさないようにします。
- 野生動植物の捕獲・採取や餌やりはしないようにします。
- 不耕作地や遊休農地の活用を検討します。
- 地域の農産物を積極的に購入します。
- 環境保全型農業に取り組みます。
- 地域の自然と積極的にふれあい、地域の自然が持つ魅力を理解して、情報発信や有効活用に取り組みます。

脱炭素 分野



- 住宅・事業所の高気密高断熱化に取り組みます。
- 高効率な省エネルギー設備を導入します。
- 車の購入の際は環境配慮型の自動車を検討します。
- 節電・節水やエコドライブなどの省エネ行動に取り組みます。
- 太陽光発電など、再生可能エネルギーの導入を検討します。
- 電力購入の際は、再生可能エネルギーの比率が高いメニューを検討します。
- 移動の際は自家用車でなくデマンドバスの利用を検討します。
- 災害に備えて、防災グッズの準備やハザードマップの確認をします。
- 熱中症警戒アラートの確認やこまめな水分補給など、熱中症予防に取り組みます。

環境教育・ 情報分野



- 環境に対して興味を持ち、環境教育・学習やイベントに積極的に参加します。
- 家庭で環境問題について話し合うなど、環境への関心を深めます。
- 従業員への環境教育を進めます。
- 環境に関する情報を積極的に収集するとともに、取組を発信します。
- リサイクル品などの環境に優しい製品の購入を検討します。
- 地域の環境保全活動に参加・協力します。
- 開発の際は自然に配慮し、必要に応じて住民説明会を開きます。

4章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

町内全域で環境施策を推進するためには、行政単体での取組には限界があります。

そのため、町民・事業者・町・団体などの各主体が、それぞれの立場に応じた取組を進めるとともに、必要に応じて協働・連携しながら取組を進めていくことが必要です。

また、取組を進めるに当たっては、本町における環境保全について審議するために設置された「二セコ町環境審議会」とも、適切な連携を図っていくことが重要となります。

また、環境施策の中には本町だけで取組が完結しないものもあるため、必要に応じて国・道・他市町村など町外の関係機関とも協働・連携して取組を進めます。

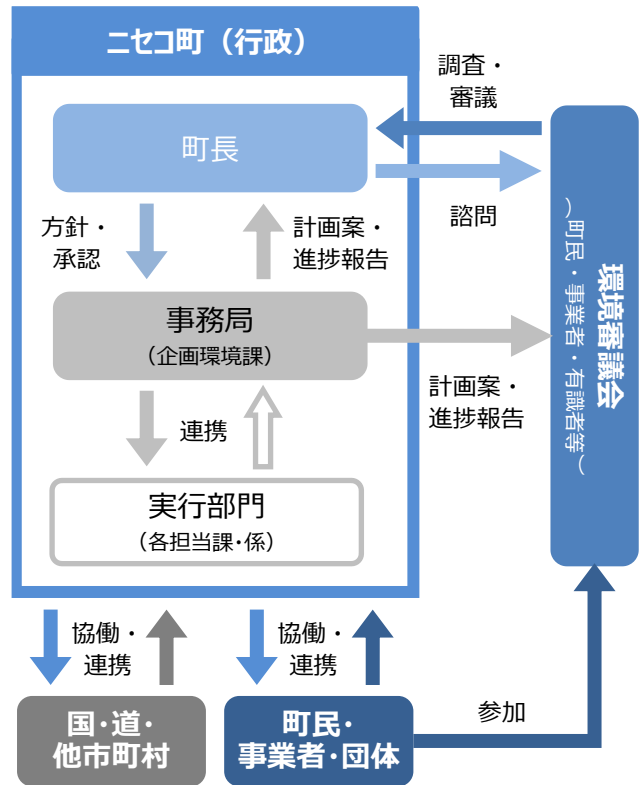


図1：計画の推進体制のイメージ

(2) 計画の進行管理

本計画の環境施策を着実に実行するために、実行部門や環境審議会などの意見を参考にPDCAサイクルの考え方に基づいて進行管理を行い、必要に応じて計画・施策の見直しを行います。

これにより、環境施策を町の実情に即したものに調整していくとともに、取組内容の継続的な向上に努めます。

- 【PLAN】 計画の策定・施策の立案
- 【DO】 環境施策の推進
- 【CHECK】 施策の評価
- 【ACT】 計画・施策の見直し

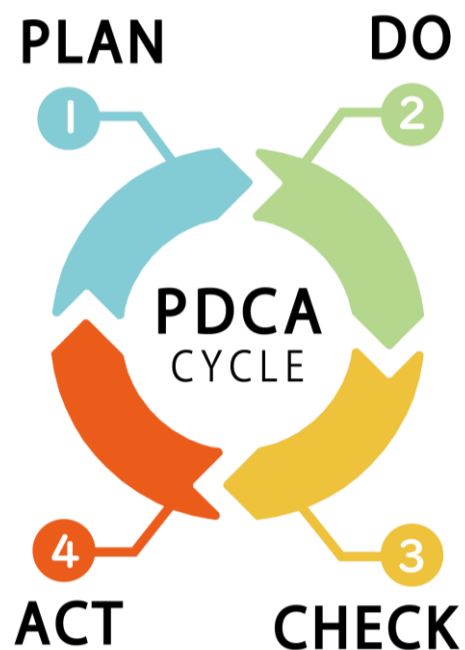


図2：PDCAサイクル